

豊川市監査公表第17号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年5月25日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	奥	澤	和	行

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(教育委員会中央図書館)

監査実施期間 令和4年12月9日から
令和5年 2月2日まで

豊川市監査公表第12号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 現在、単年度で契約している以下の業務委託について、経費節減及び事務の効率化の観点から、長期継続契約への移行を検討されたい。</p> <p>①自動ドア装置保守点検整備委託 ②中央図書館エレベーター保守点検業務委託 ③中央図書館自動書庫保守点検業務 ④プラネタリウム保守点検業務 ⑤中央図書館衛生空調設備保守点検業務委託</p>	<p>(検討事項)</p> <p>1 以下の全業務委託について。令和6年度から3年間の長期継続契約へ変更する方針とした。</p> <p>①自動ドア装置保守点検整備委託 ②中央図書館エレベーター保守点検業務委託 ③中央図書館自動書庫保守点検業務 ④プラネタリウム保守点検業務 ⑤中央図書館衛生空調設備保守点検等委託</p>

(注) 上記の措置状況は、令和5年5月23日現在のものである。